資格取得届(准組合員)の注意点

【加入要件】

医師以外の従業員で下記の条件をすべて満たす方

① 常勤職員及び常勤職員に準ずる者であること(準ずる者とは勤務時間が正職員の 3/4)

② 一週間の所定労働時間が 20 時間以上であること

（週 20 時間以上の勤務者は法律で雇用保険の適用が必要。）

③ 住民票の住所が規約で定める区域内であること

【提出書類チェックリスト】

組合様式	1☐ 被保険者資格取得届（准組合員）《様式第１号の２》 2☐ マイナンバー記入票《様式第１・２・５・８・42・43 号－２》 3☐ 健康保険加入状況確認書（この書類の下部）
準備書類	4☐ 世帯全員の住民票（マイナンバーの記載のあるもの）*←提出漏れの無いようご注意ください* 5☐ 提出者（事業主、または、准組合員）の身元確認書類 （運転免許証のコピー等、顔写真のある証明書類１点。または、その他の証明書類２点）

【注意事項】

＊ 単独の加入でも世帯全員の住民票（交付日から３ヶ月以内のもの）が必要です（外国人の方は、在留に関する事項の記載も必要です）。加入しない家族のマイナンバーが記載されている場合は、油性マジック等の復元できない方法で黒く塗りつぶし番号が見えないようにしてください。

＊ 生活保護適用者は加入できません。

＊ 家族として医師国保に加入される方がおられる場合は「資格取得届(家族用)」と、「前保険の資格喪失証明書（前保険が市町村国保以外の場合のみ必要）」を併せて提出ください。

＊ 自家診療の請求はできません（詳しくは医師国保ホームページをご参照ください）。

＊ マイナ保険証利用のためのデータ登録が完了するまではマイナンバーカードによる受診はできません。データ登録には、資格取得届の提出（厚生年金適用者の場合は適用除外承認証の提出）から５営業日程度時間を要しますので、ご了承ください。

----------切り取り線----------

健康保険加入状況確認書

・住民票にお名前の記載がある方の健康保険についてご記入ください。

・同一世帯に市町村国保加入者がいる場合は当組合にご加入いただくこととなります。

・本人およびすでに当組合に加入されている方は記入不要です。

氏名	続柄	加入保険
		市町村国保　協会けんぽ　その他（　　）
		市町村国保　協会けんぽ　その他（　　）
		市町村国保　協会けんぽ　その他（　　）
		市町村国保　協会けんぽ　その他（　　）
		市町村国保　協会けんぽ　その他（　　）

令和　　年　　月　　日

（准）組合員氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

被保険者資格取得届（准組合員）

マイナンバーは、マイナンバー記入票（様式第１・２・５・８・42・43号－２）に記入

様式第１号の２

□は記入不要です。

事務長	確認	業務係	除外確認	除外交付

記号番号	保険医療機関コード	被保険者台帳作成年月日	
医 －		資格確認書等交付年月日	

フリガナ / 氏名	性別	生年月日	職種	現在まで加入していた健康保険の名称
	男 女	昭和 平成 年 月 日	・看護職 ・介護職 ・事務職 ・その他（ ）	・市町村国保 ・協会けんぽ ・その他（ ） 喪失日：令和 年 月 日

現住所（自宅）	加入後の各種保険の適用
〒 － 県 府 市 郡 電話番号 － －	年金：厚生年金 ・ 国民年金 雇用保険：あり ・ なし 当事業所の適用は上記のとおりです。

資格取得年月日（加入要件を充たした日）	令和 年 月 日

上記のとおり、下記の事項を承諾した上で、必要書類を添えて届けます。

《約諾事項》

1．当該取得者にかかる保険料の納付について責務を負うこと。
1．資格確認書等の不正使用に基づく返還金の納付について責務を負うこと。
1．資格喪失後の資格確認書の返還について責務を負うこと。
1．自家診療該当の医療費は請求しないこと。

＊　資格取得後に雇用関係確認書類、世帯全員の住民票等の提出を求める場合があります。

京都府医師国民健康保険組合理事長様

令和　　年　　月　　日

事業所名

組合員氏名
（事業主名）

組合記入欄	本人確認	番号入力確認	確認書類廃棄
	番号確認	身元確認	
	□マイナンバーカード（裏） □通知カード □住民票 その他（ ）	□マイナンバーカード（表） □運転免許証 □パスポート 次の２点 □資格確認書 □年金手帳 □住民票 □源泉徴収票 □納税通知書 その他（ ）	

提出者（事業主、または、准組合員）以外の代理人（社会保険労務士等）が提出をされる場合は、下記の委任欄の記入と提出をされる方の身元確認書類が必要です。

【委任欄】私は、下記の者を代理人と定め、この届出を依頼します。

令和　　年　　月　　日

受任者（代理人）	氏名	委任者（提出者）	氏名

個人番号（マイナンバー）制度への対応について

マイナンバー制度が開始されたことにより、当組合の各種届出書類に**「マイナンバーの記入と確認書類の添付」、「提出者（事業主、または、(准)組合員）の身元確認書類の添付」**が必要となりました。
下記参照のうえ、各種届出書類と合わせてご提出をいただきますようお願いいたします。

１．マイナンバー記入票にマイナンバーを記入

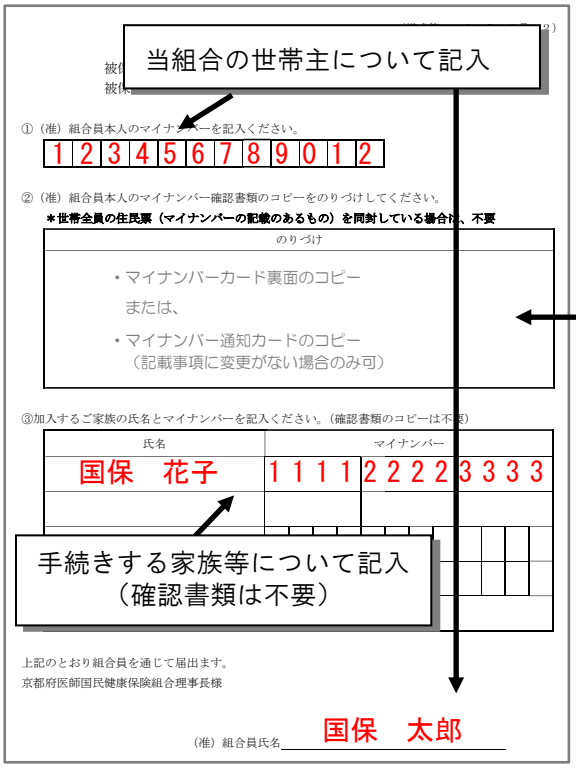

２．マイナンバーの確認書類を添付

＊世帯全員の住民票（マイナンバーの記載のあるもの）を同封している場合は、不要

・マイナンバーカード裏面のコピー

または、

・マイナンバー通知カードのコピー
（記載事項に変更がない場合のみ可）

をのりづけください。

３．マイナンバー記入票を保護封筒に入れる

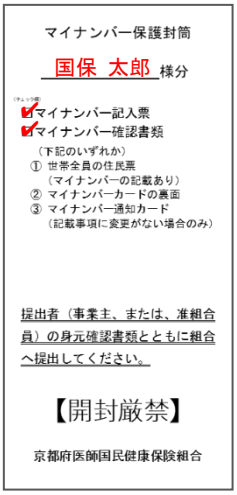

住民票にマイナンバーの記載がある場合は、同封してください。

４．提出者（事業主、または、准組合員）の身元確認書類とともに当組合へ提出

【提出者の顔写真のある証明書類１点】
マイナンバーカード表面のコピー、
運転免許証のコピー、パスポートのコピー等

【困難な場合は、次のうちから２点】
資格確認書（写）、年金手帳（写）、住民票、
源泉徴収票（写）、納税通知書（写）

＊代理人（社会保険労務士等）が提出をされる場合は、委任欄の記入と提出をされる方の身元確認書類が必要です。

追跡が可能な簡易書留や特定記録郵便またはレターパックプラス･ライトなどで送付ください。
→を切り取りのうえ、封筒に貼ってご使用ください。

〒604-8418
京都市中京区西ノ京東栂尾町６番地
京都府医師会館７Ｆ

京都府医師国民健康保険組合　資格担当　行

（様式第１・２・５・８・42・43 号－２）

被保険者資格取得届、資格確認書等再交付申請書、住所・氏名変更届、被保険者資格喪失届、マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書、資格確認書交付申請書の２（**マイナンバー記入票**）

①（准）組合員本人のマイナンバーを記入ください。

②（准）組合員本人のマイナンバー確認書類のコピーをのりづけしてください。

＊世帯全員の住民票（マイナンバーの記載のあるもの）を同封している場合は、貼付不要

＊通知カードは氏名、住所等が住民票の記載と一致している場合のみ使用可能

のりづけ
・マイナンバーカード裏面のコピー または、 ・マイナンバー通知カードのコピー （記載事項に変更がない場合のみ可）

③ 手続き（加入・変更・喪失・再交付等）するご家族の氏名とマイナンバーを記入ください。

（確認書類のコピーは不要）

氏名	マイナンバー											

上記のとおり組合員を通じて届出ます。

京都府医師国民健康保険組合理事長様

（准）組合員氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【マイナンバーの利用目的について】

当組合は、被保険者のマイナンバーを、番号法別表第４４項「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務」において、適用、給付および徴収業務で利用します。

マイナンバー保護封筒

＿＿＿＿＿＿＿＿様分

〈チェック欄〉

□マイナンバー記入票

□マイナンバー確認書類
（下記のいずれか）

① 世帯全員の住民票
（マイナンバーの記載あり）

② マイナンバーカードの裏面

③ マイナンバー通知カード
（記載事項に変更がない場合のみ）

必ず封をしてください。

提出者（事業主、または、（准）組合員）の身元確認書類とともに組合へ提出してください。

【開封厳禁】

京都府医師国民健康保険組合

のりしろ

のりしろ

のりしろ

のりしろ

①山折り

②山折り

③山折り

④山折り

【マイナンバー保護封筒の作り方】

1. 山折り線をまず①→②→③→④の順に山折りします。
2. 一度開き
3. マイナンバー記入表よびマイナンバーの確認できる書類をご入れます。
4. □のいずれかしるしを部分をのりづけします。
5. ちゃんと封緘されているか、ご確認のうえ、ほかの書類とともにご提出ください。